

平 26.5.9  
法 D 5 - 6

法人課税D G座長 大田 弘子 様

税制調査会特別委員 古賀 伸明  
(日本労働組合総連合会)

## 意見書

法人課税D Gを所用により欠席しますので、書面にて下記のとおり意見を述べます。

記

### 1. 中小法人等課税について

- 中小企業が元気を取り戻すことは、ものづくり等の産業基盤の維持・発展、地域社会の活性化、分厚い中間層の復活をはかるためにも重要な課題である。公正な取引関係の確立や起業・転業・新事業展開の支援など総合的な中小企業政策を進めていく必要があり、その一つとして税制面からの支援措置を講ずるべきである。
- 具体的には、法人税法で資本金1億円以下と規定されている中小企業の範囲について、中小企業基本法の定義を考慮し、拡大すべきである。また、法人税の軽減税率を基本税率の1/2の水準とすべきである。さらには、法定雇用率を上回って障がい者を雇用する企業、重度障がい者などを多数雇用している企業に対して法人事業税を減税すべきである。このような税制改革を通じ、中小企業支援やディーセントワークを後押しすべきである。

### 2. 公益法人等課税について

- 公益法人および宗教法人等に対する課税について、収益事業は34項目まで拡大されて、課税の適正化がはかられてきた。引き続き、非収益事業と収益事業の明確化に努め、収益事業に対する課税の適正化をはかるべきである。

以上